

○金融庁告示第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十八号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月一十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（生命保険募集人に係る制限が適用されない場合）	（生命保険募集人に係る制限が適用されない場合）
<p>第一条 保険業法施行令（以下「令」という。）第四十条第一号に規定する金融庁長官の定める資格を有する者がいる場合は、次に掲げる者の全てがいる場合とする。</p> <p>〔一・三 略〕</p>	<p>第一条 保険業法施行令（以下「令」という。）第四十条第一号に規定する金融庁長官の定める資格を有する者がいる場合は、次に掲げる者すべてがいる場合とする。</p> <p>〔一・三 同上〕</p>
<p>2 令第四十条第二号に規定する生命保険募集人と密接な関係を有する生命保険会社（法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等を含む。以下同じ。）として金融庁長官の定める者は、次に掲げる損害保険会社（法第二条第九項に規定する外国損害保険会社等を含む。以下同じ。）の子生命保険会社（当該損害保険会社が法第百六条第四項の認可を受けてその総株主の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する生命保険会社をいう。）又は提携先生命保険会社（当該損害保険会社が法第九十八条第二項（法第百九十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の認可を受け若しくは法第九十八条第二項ただし書（法第百九十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしてその業務の代理若しくは事務の代行を行う生命保険会社又は法第九十八条第二項の認可を受け若しくは同項ただし書の規定による届出をして当該損害保険会社の業務の代理若しくは事務の代行を行う生命保険会社をいう。）とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>2 令第四十条第二号に規定する生命保険募集人と密接な関係を有する生命保険会社（法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等を含む。以下同じ。）として金融庁長官の定める者は、次に掲げる損害保険会社（法第二条第九項に規定する外国損害保険会社等を含む。以下同じ。）の子生命保険会社（当該損害保険会社が法第百六条第七項の認可を受けてその総株主の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する生命保険会社をいう。）又は提携先生命保険会社（当該損害保険会社が法第九十八条第二項（法第百九十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の認可を受け若しくは法第九十八条第二項ただし書（法第百九十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしてその業務の代理若しくは事務の代行を行う生命保険会社又は法第九十八条第二項の認可を受け若しくは同項ただし書の規定による届出をして当該損害保険会社の業務の代理若しくは事務の代行を行う生命保険会社をいう。）とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p>

3 令第四十条第二号に規定する金融庁長官の定める場合は、次に
掲げる要件の全てに該当する場合とする。
〔一・二 略〕

3 令第四十条第二号に規定する金融庁長官の定める場合は、次に
掲げるすべての要件に該当する場合とする。
〔一・二 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。